



議案第六十九号

併用林道の協定について

左記町道竹田谷二号線を併用林道とするため、別紙併用林道協定書のとおり協定するものとする。

昭和四十六年六月二十九日

記  
三朝町長 坂出雅己

| 町道名    | 起 点                 | 終 点                    | 延 長          | 幅 員    |
|--------|---------------------|------------------------|--------------|--------|
| 竹田谷二号線 | 三朝町大字中津字<br>竹田九一六番先 | 三朝町大字中津字竹田国<br>有林二三林班区 | 五五八〇<br>メートル | 三六メートル |

昭和四十六年六月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

## 併用林道協定書

三朝町認定の道路竹田谷線を営林署事業上の都合により併用林道にするため、下記条項により協定したので、本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 三朝町長 坂出 雅己

(乙) 倉吉営林署長 川越 孝之

### 記

- 1 この協定で三朝町を甲、倉吉営林署を乙とする。
- 2 この道路の管理者は甲とする。
- 3 併用林道に編入する道路は ( 起点 県道小鹿線向原橋上交点 )  
( 終点 中津国有林23林班区 )  
の区間、延長1780m、幅員3.6mとする。
- 4 乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めたとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
- 5 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し又はこの道路にともなり権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

6 この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。

7 この道路工事は、原則として受益の割合をもとにして甲乙協議のうえ負担区分を定め、それぞれ負担分を実施するものとする。

8 前7の負担区分をこえて工事を行なうときは、その費用は実施したものの負担とする。

9 甲は、乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。

この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局署事業上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。

10 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の取得等の措置を、甲の負担においておこなうものとする。

11 この道路に関する費用の負担は、国有林野の墾物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。

12 本協定に定められていない事項については、その都度  
甲乙協議して定めるものとする。

13 この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間  
とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を  
更新することができるものとする。